

事 務 連 絡  
平成 23 年 5 月 24 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 } 御 中  
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 本 部 }

消防庁危険物保安室

夏期の電力需給対策における自家発電設備の設置等に係る製造所等の設置又は変更  
の許可に係る手続について

東日本大震災により電力会社管内における電力の供給力が減少していることから、今夏の電力需給の逼迫が危惧されており、電力需給対策の一環として、軽油や重油を燃料とする自家発電設備の設置や、自家発電設備用燃料の貯蔵又は取扱いを計画する事業所等が増加し、これらの事業所等から消防法第 11 条に係る製造所等の設置又は変更の許可申請等が行われることが予想されます。

市町村長等による製造所等の設置又は変更の許可に係る手続については、これまでも迅速かつ適切に行っていただいているところですが、かかる状況下において、電力需給対策が必要となる時期が切迫していることから、自家発電設備の設置等に係る製造所等の設置又は変更の許可に係る手続については、平成 9 年 3 月 26 日付け消防危第 35 号「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続等の簡素合理化について」及び平成 10 年 5 月 20 日付け消防危第 54 号「完成検査済証等の交付手続の迅速化について」に基づき、より一層迅速かつ適切に行われるよう御配慮いただくとともに、貴課におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知くださいますようお願いいたします。

なお、自家発電設備用燃料の貯蔵又は取扱いについて、何らかの疑義が生じた場合には、速やかに以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：中本、竹本  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534